

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 23 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22330158

研究課題名（和文）外国人への就学義務の適用及び子どもの地位の安定化に関わる社会的条件の研究

研究課題名（英文）Obligation of elemental education to foreign children and the social conditions about the stabilization of children's status of residence

研究代表者

宮島 喬（MIYAJIMA TAKASHI）

法政大学・大原社会問題研究所・研究員

研究者番号：60011300

研究成果の概要（和文）：

本研究の主な目的は現代日本における外国人の子どもの就学を確かなものとするための諸条件を明らかにすることにある。外国人の初等教育の就学率は推定で90%に達しないのではないかと思われる。このことを説明するためいくつかの要因が指摘されてきたが、基本的な要因に日本の義務教育が外国人に適用されていない事実があると考えられる。とすれば、日本に住む外国人にいかにして義務教育を適用するか。この教育改革のために必要な条件につきわれわれは研究・検討を行った。そこで明らかになったのは、外国人人口の定住傾向が日に日に強まっており、国籍がどうであれ将来市民となる人々を義務教育の外に置くことは不可能だということである。ただし、就学義務を課する際、外国人保護者には学校選択は重要であるから、選択の範囲を広げるため、外国人学校や民族学校を義務教育学校として認める必要がある。われわれの実施した質問紙調査では、それらの条件の下で、日本の教師およびその他の教育関係者の約三分の二は、義務的初等教育を外国人の子どもの課することに賛成の意を示している。

研究成果の概要（英文）：

The principal aim of our study is to clarify the conditions for the securing of schooling of foreign children in contemporary Japan. Their rate of school enrollment in primary education is estimated less than 90%. Several reasons are pointed out to explain their school nonattendance, but a basic one is seemed to be the exemption of foreigners from the compulsory education. Then, how to apply this compulsory education to foreigners living in Japan? We made researches on the conditions of this educational reform. And we found that the tendency of settlement of foreign population more and more accentuated makes impossible to leave the future citizens, regardless of their nationality, out of the compulsory education. However, the school choice is important for the foreign parents and, in order to widen the range of choice, the foreign schools and ethnic schools should be admitted as compulsory education school. On these conditions, according to our questionnaire survey, about two third of Japanese teachers and other educational actors approved to apply the obligatory elementary education to foreign children.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	3,000,000	900,000	3,900,000
2011年度	2,600,000	780,000	3,380,000
2012年度	2,600,000	780,000	3,380,000
年度			
年度			
総計	8,200,000	2,460,000	10,660,000

研究分野： 社会学

科研費の分科・細目：社会学

キーワード：外国人、移民、 教育を受ける権利、就学義務、不就学、学校選択、外国人学校

1. 研究開始当初の背景

外国人・移民の社会的統合を進める上で子どもの教育はきわめて重要な位置を占める。しかるに日本では外国人登録者中の義務教育年齢者の数に対し、日本の学校（学校教育法第1条で定める）に就学する者は約6割にすぎない。外国人学校等の在籍者を考慮に入れても、少なくとも1割程度は不就学の状態にあると思われる。その要因として、従来の研究では、a 親の言語能力や日本の学校制度への知識の不十分、b 日本語習得の困難、c 家庭の経済的困難と人間関係の不安定、d 将来の進路モデルを見出すことの困難、などが挙げられてきた。

しかしそれらと並んで、外国人には国民に課されている就学義務（憲法第26条②）が適用されず、子どもたちが義務教育の外に置かれていることが、より大きな要因をなしているのではないかと考えられる。そこで、国籍のいかに拘わらず子どもの就学を確かなものとしていくには、外国人に就学義務を適用していくための諸条件の研究、検討が必要であると考えた。

2. 研究の目的

就学義務を外国人に適用する必要性は彼らが定住化への傾向をもっているかどうかにもかかっている。西欧諸国では外国人の定住人口化とともに就学義務を導入した国が少なくない。そこで日本の外国人の滞在状況と滞在意識を把握することとする。

次に、外国人の子どもたちの置かれている滞在条件と環境についても明らかにする必要がある。不法滞在、無国籍、健康保険なし、などの過酷な条件、また親の離婚など家族の不安定化の状況がないかが重要である。これらは、子どもたちの就学の安定した環境、および学習のモチベーションの形成にも影響を与えるからである。

現在、教育を受ける権利が外国人にも保障されていると考えるか、外国人への就学義務の適用を日本の教育関係者がどう捉えているかも重要な条件なので、これらのことを知るように努めたい。また外国人自身はこれをどう考えているかは測りがたいが、直接・間接の方法でアプローチする。

就学義務を外国人に適用するには、非「一条校」、とりわけ外国人学校、民族学校への就学を義務の履行として認めなければならないであろう。このため外国人学校の現状、その充実・発展の可能性について資料を収集し、検討を行う。

3. 研究の方法

以下のような研究の方法をとり、そこから得られた知見を総合した。

- (1) 在留外国人統計、学校基本調査、教育委員会資料などを用いての不就学者の統計的な推定を行う。
- (2) 比較制度研究として、外国人受け入れ国のアメリカ、フランス、スペイン、韓国などの初等教育制度、その運用実態の調査を行う。
- (3) インタビュー手法による教育関係者の意見調査。教育を受ける権利が外国人に保障されていると考えるか否かを多面的に問い、回答を記録する。
- (4) 定量的な質問紙調査による教育関係者の意見調査を行う。(2)の内容に加え、外国人児童生徒の生活状況などについても尋ねる。

4. 研究成果

外国人の不就学、不安定な就学

義務教育年齢の推定外国人登録者総10万6千人に対し、日本の小中学校に在籍する外国人児童・生徒数は63,100人にすぎない（2012年度学校基本調査）。仮に外国人学校（民族学校）に通う者が1万人程度と想定し、外国人登録に最大2割の誤差があると仮定しても、不就学者の存在は1万人を下らないと思われる。文部科学省はこれらの実態をなんら把握していない。

他方、在日外国人の定住化がいちじるしく進んでいる。2011年の4つの在留資格による滞在数は以下ようになる。

特別永住者	39万人
一般永住者	60万人
定住者	18万人
日本人の配偶者等	18万人

（『在留外国人統計』より）

以上の合計は135万人であり、在日外国人の6割に達する。このように定住化が進むとき、外国人の子どもたちも将来日本の中に生きる市民になる可能性が大だから、一定期間の適切な普通教育を受けることは必須の義務となる。

欧米における外国人初等教育の実態

現地訪問調査および資料取り寄せによると、アメリカ、フランス、ドイツ、スペイン等の国では国籍を問わず、初等教育(6-16歳が多い)の子どもには就学が義務づけられている。この年齢の子どもを就学を滞り許可の更新の条件としている国もある。フランスは、外国人の定住が進む1936年以来、外国人に就学義務を適用して、国民教育省の担当者は、「将来自社会に生きる子どもである以上、言語、知識、モラルにおいて市民となってもらったための普通教育は絶対に必要である」と語っていた。また各国で、外国人保護者に対する情報提供と就学の助言、支援においてソーシャルワーカーの役割が大きいことも明らかとなった。

他方、日本が外国人に就学義務を課していないことを知っている担当者もいて、帰国予定のない外国人家族が増えている以上義務化による就学保障を急ぐべきだという助言を受けた。

就学困難の実態

外国人多住自治体の教育関係者や外国人住民に聞き取り、インタビューを行った結果、就学を困難にしている次のような要因があることが明らかになった。

- ・子どもの日本語能力が低く、学校生活に適応できないのではないかとのおそれ。
- ・就学案内が日本語で作成されている上、学校の情報が不十分で、説明もない。
- ・家庭の経済的困難や家族関係の不安定のため、親たちは子どもの教育に十分配慮できない。
- ・母語・母文化の教育を望んでいるが、それを達せられる適切な教育機関が見つからない。

さらに夫婦共に長時間就労をしなければならず、保育時間の関係で日本の保育園や学校に子どもゆだねるのが困難という出稼ぎ型の家族もあった。

就学義務化の必要性について

このように外国人の子どもが就学を困難にしている事情はいろいろあり、それらの個々にたいする対応ももちろん必要である。就学案内の多言語化、スクールソーシャルワーカーの活用、就学援助(学校教育法19条)の申請、保護者へのカウンセ

リングなど家族支援、等々がそれである。けれども、それらがより積極的に行われるためにも、また、教育委員会や学校がより責任感をもって日本人、外国人の別なく就学への働きかけを行うためにも、外国人への就学義務の適用が必要ではないか、と考えられる。

このことを確認することを中心主題として、2012年5~7月に「外国人児童生徒の就学に関する意見調査」を実施した。対象者は国際教室担当教員、市町村の担当指導主事、その他の指導者であって、有効回答266を得た。二つの主要な設問への回答を次の表に示す。

	そう思う	思わない	その他
外国人の教育を受ける権利は実現されているか	52.6%	32.0%	13.2%
外国人への就学義務適用は必要か	67.3%	17.7%	10.5%

(N=266)

上に確認されてきたような現状に照らして、調査回答者のうち外国人の教育を受ける権利(憲法16条)が実現されているとみている者は約半数だった。そのことと関連しているであろう、就学義務の適用が必要とみる者は全体の三分の二に達している。指導者、関係者の見方がそこまで進んできていることは、就学義務を適用せずに教育を受ける権利を実現するのはむずかしいと認識しているからではなかろうか。

学校選択の保障という課題

今後もしも外国人の就学義務化がはかられていくなれば、考慮すべき大きな問題は、「一条校」と呼ばれる日本の学校以外の諸学校も、選択の範囲に認めなければならないだろう。外国人の場合、この学校選択は「文化選択」という意味ももち、きわめて重要である。そして、そのためには外国人学校(民族学校)の各種学校認可、補助の拡大、普通教育学校としてのカリキュラムの充実による、準義務教育学校への認定が必要であろう。

また就学義務化を保護者たちに周知させ、学校選択を可能にするため、一条校以外の諸学校の適切な情報提供を行うべきである。

本研究では、外国人学校の調査までは行えなかったが、以上の2点は研究メンバーの間で確認された。

もとより外国人への義務教育の適用はそれ自体が目的なのではない。それは保護

者への義務履行を強いるためではなく、むしろ教育委員会、学校がより強い責任意識と義務感をもって外国人住民に働きかけて就学を促し、その意向を受けて支援を行い、彼らの教育を受ける権利を保障していくためである。本研究は最終的にこのことを確認するものである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 3 件)

- ① 宮島喬、「フランス移民労働者政策の転換」『大原社会問題研究所雑誌』645号、2012年、1～13頁(査読あり)。
- ② 山脇千賀子、「グローバル時代にペルー人であることをめぐって」『ケース研究』(3)、2012年、37～63頁(査読なし)。
- ③ 宮島喬、「『希望する者のみでよいのか——外国人の子どもと教育を受ける権利』『解放教育』527号、解放教育研究所、2011年、9～17頁(査読なし)。

[学会発表] (計1件)

- ① 山脇千賀子、「ペルーを中心とした(ラテン)移民現象をめぐる一考察」第33回ラテンアメリカ学会定期大会、中部大学、2012年6月3日

[図書] (計4件)

- ① イシカワ エウニセ「定住外国人として日本で暮らすこと」静岡文化芸術大学文化政策学部国際文化学科編『国際文化学への第一歩』すずさわ書店、2013年、376～394頁。
- ② 坪谷美欧子(小林宏美と共編著)『人権と多文化共生の高校』明石書店、2013年、208頁。
- ③ 宮島喬(吉村真子と共編著)『移民マイノリティと変容する世界』法政大学出版局、2012年、262頁。
- ④ 本田量久(宮島喬・杉原名穂子と共編著)『公正な社会とは』人文書院、2012年、282頁。

[産業財産権]

○出願状況(計0件)

○取得状況(計0件)

[その他]

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1)研究代表者

宮島 喬 (MIYAJIMA TAKASHI)

法政大学・大原社会問題研究所・研究員

研究者番号：60011300

(2)研究分担者

エウニセ イシカワ (EUNISE ISHIKAWA)

静岡文化芸術大学・文化政策学部・准教授

研究者番号：60331170

山脇 千賀子 (YAMAWAKI CHIKAKO)

文教大学・国際学部・准教授

研究者番号：40302343

坪谷 美欧子 (TUBOYA MIOKO)

横浜市立大学・国際総合科学部・准教授

研究者番号：80363795

本田 量久 (HONDA KAZUHISA)

東海大学・観光学部・准教授

研究者番号：90409540